

令和6年度 先進技術活用による地域開発プロジェクト（スタートアップ枠）業務委託 プロポーザル募集要領

「ふくいNEW経済ビジョン」（令和5年5月策定）に掲げた「幸せ実感プロジェクト」について、地域や県民が抱える課題をビジネス活動を通じて解決する若手起業家の事業化を支援することにより、課題先進地である地方発の起業モデルとして期待されるインパクトスタートアップ（ゼブラ企業）の創出・育成を強化するため、先進技術活用による地域開発プロジェクト（スタートアップ枠）を実施する予定である。本業務に係る委託先事業者の選定にあたり、この要領に基づきプロポーザルによる募集を行う。

1 委託業務の概要

別紙「先進技術活用による地域開発プロジェクト（スタートアップ枠）業務仕様書」のとおり

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日まで

3 委託契約額の上限

3,000,000円（消費税および地方消費税込）

4 参加資格要件

企画提案書を提出することができる者は、本業務の実施に必要な能力を有する者で、以下の資格要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 参加資格認定の日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 福井県内を拠点に事業活動を行っていること。
- (4) 県税を滞納している者でないこと
- (5) 平成26年4月1日以降に創業していること。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 参加申込書の提出

(1) 参加申込書の提出

①提出期限	令和6年5月31日（金）17時まで（必着）
②提出方法	電子メールによること（電子メール送信後、電話により着信の確認を行うこと。） <電子メールアドレス> keieikaikaku@pref.fukui.lg.jp
③提出先	福井県 産業労働部経営改革課 創業・ベンチャー支援グループ
④提出書類	ア 企画提案参加申込書（様式1） イ 企画提案参加資格誓約書（様式2） ウ 県税に滞納がない旨の証明書（申請日以前3ヶ月以内に発行）。 または県税の納税状況の確認同意書（様式3） エ 企画提案参加事業者の概要、事業内容等がわかる書類（企業案内等）
⑤提出部数	1部
⑥その他	申込書提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案書の提出を辞退しても、今後当該辞退による不利益を受ける取扱いを行わない。

(2) 参加資格審査に係る事前ヒアリング

参加適格の確認のため、必要に応じて1時間程度の事前ヒアリングを実施。

日時等詳細は別途通知（原則WEB会議で実施）

(3) 参加資格審査の結果通知

上記（1）により企画提案参加申込書を提出したものについては、参加資格要件を審査し、その結果が判明次第随時通知する。

6 企画提案書の提出

①提出期限	令和6年6月14日（金）17時まで（必着）
②提出方法	電子メールによること（電子メール送信後、電話により着信の確認を行うこと。） <電子メールアドレス> keieikaikaku@pref.fukui.lg.jp
③提出先	福井県 産業労働部経営改革課 創業・ベンチャー支援グループ

④企画提案書の内容	別紙「仕様書」、「課題概要」のとおり
⑤提出書類	企画提案書（様式任意） 1部 アピールシート（様式任意） 1部 経費見積書（様式任意） 1部 ※企画提案書はA4（縦横自由）で作成すること。 ※アピールシートは（様式5）の説明を参照すること。 ※経費見積書には、経費の見積額および内訳を細かく記載すること。

8 審査の方法

(1) 選定方法

提出された提案書の内容について、参加申込者によるプレゼンテーションを実施し、提出書類およびプレゼンテーションの内容を基に先進技術活用による地域開発プロジェクト（スタートアップ枠）業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、最優秀事業者を選定する。

(2) 実施日時

令和6年6月26日（水）に実施予定（時間は別途通知する。）

(3) 実施場所

県庁2階 中会議室

(4) 選定基準

企画提案の内容や事業の総コストに加え、事業者の今後の成長性も勘案して審査を行う。

(5) 選定結果の通知

審査結果については、採否に関わらず企画提案書を提出した者に書面で通知する。
 なお、審査結果の異議申し立ては、一切受け付けない。

9 契約について

(1) 契約締結

企画提案書等をもとに委託予定事業者と協議し、協議が整った場合に契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容・経費を一部変更する場合がある。

(2) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月21日

(3) 契約書・契約保証金等

別添の契約書（案）のほか、福井県財務規則ならびに関係法令等の定めるところによる。

(4) 契約締結の取り消し

次の場合には、契約締結を取り消す場合がある。

ア 委託予定事業者が、契約の締結に応じないとき。

イ 委託予定事業者の財政状況悪化等により、業務履行が確実でない恐れがある

とき。

ウ その他、委託予定事業者の社会的信用を損なう行為等により、業務委託が不可能または不適當となるような事情が生じたとき。

10 その他

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (2) 企画提案に係る一切の費用については、応募者の負担とする。
- (3) 提出期限後における応募書類の再提出、差替えは認めない。
- (4) 企画提案書を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること。また、福井県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報公開を行う場合があることを承知の上で、応募すること。

11 応募先および問い合わせ先

福井県 産業労働部 経営改革課 創業・ベンチャー支援グループ 担当：渡邊
〒910-8580 福井県福井市大手3-17-1
電話：0776-20-0378/FAX：0776-20-0371
e-mail：keieikaikaku@pref.fukui.lg.jp